

令和3年度 守口市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度守口市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水 洗 化 人 口	143,700人		
(2) 年 間 総 処 理 水 量	25,760,000m <sup>3</sup>		
(3) 年 間 有 収 水 量	15,323,000m <sup>3</sup>		
(4) 主要な建設改良事業	管 渠 整 備 事 業	工事費等	1,074,592千円
	ポ ンプ 場 整 備 事 業	工事費等	395,774千円
	処 理 場 整 備 事 業	工事費等	190,347千円
			管渠更新工事等
			ポンプ場設備更新工事等
			処理場設備更新工事等

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		4,448,450千円
第1項 営 業 収 益		3,637,088千円
第2項 営 業 外 収 益		811,352千円
第3項 特 別 利 益		10千円

	支	出
第1款 下水道事業費用		3, 802, 485千円
第1項 営業費用		3, 569, 185千円
第2項 営業外費用		229, 800千円
第3項 特別損失		3, 000千円
第4項 予備費		500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1, 334, 013千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額100, 150千円、過年度分損益勘定留保資金934, 226千円、減債積立金299, 637千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		1, 962, 419千円
第1項 企業債		1, 709, 600千円
第2項 他会計負担金		57, 719千円
第3項 国庫補助金		195, 000千円
第4項 負担金等		100千円

	支	出
第1款 資本的支出		3, 296, 432千円
第1項 建設改良費		1, 660, 713千円
第2項 固定資産購入費		319, 719千円
第3項 企業債償還金		1, 316, 000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	本町松下線 築造工事 (その2)	千円 750,000	令和3年度	千円 75,000
				令和4年度	225,000
				令和5年度	450,000
		八雲ポンプ場 雨水ポンプNo.2 原動機ほか設備工事	201,520	令和3年度	60,400
				令和4年度	100,760
				令和5年度	40,360
		守口処理場A系 次亜塩素酸ソーダ 注入設備ほか工事	89,100	令和3年度	24,700
				令和4年度	64,400
		守口処理場 自家発電設備ほか 整備工事	299,919	令和3年度	83,550
				令和4年度	216,369

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
本町松下線築造工事監理業務委託事業（その2）	令和5年度まで	13,500 千円
寺方ポンプ場更新事業に係るアドバイザー事業	令和4年度まで	14,000 千円

(企 業 債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の 方法	利率	償 還 の 方 法				
				資金区分	償還期限	左のうち据置期間	償還方法	そ の 他
下水道施設整備 事業	1,136,500 千円	普通貸借 (証書借入) 又 は 証 券 発 行	年 7.0% 以 内	政 府	40年 以 内	5年以内	年賦又は 半年賦 元利均等 元金均等	左記の条件の範囲内において借 入先に融通条件がある場合その条 件に従うことができる。 ただし、財政の都合により償還期 限及び据置期間を短縮し、若しくは 繰上償還又は低利に借換えること ができる。 なお、起債前借又は翌年度に繰越 して借入れることができる。
寝屋川北部流域 下水道事業	271,500 千円			地 方 公 共 団 体 金 融 機 構				
合 計	1,408,000 千円			そ の 他				

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失
- (2) 建設改良費、固定資産購入費及び企業債償還金

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 434,848千円

令和3年2月17日提出

守口市長 西 端 勝 樹